

令和元年 8 月 2 9 日
(2019 年)

伊丹市教育長 木 下 誠 様

伊丹市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 山 下 淳

答 申

平成 30 年（2018 年）7 月 25 日付け伊教委管総第 267 号で諮問のあった下記の件について、
別紙のとおり答申します。

記

平成 30 年 4 月 5 日付で個人情報開示請求があり、平成 30 年 4 月 19 日付け伊教委管職第 127
号による個人情報開示決定及び個人情報部分開示決定に対する審査請求に関する諮問

(別紙)

諮問番号：平成30年度諮問第3号

答申番号：平成31年度答申第2号

答 申 書

第1 審査会の結論

- 1 平成30年4月19日付けで伊丹市教育委員会（以下「処分庁」という。）が行った個人情報部分開示決定のうち「〇〇〇校長から市教委へ提出した指導等に関する記録簿」の「生徒」及び「保護者」の記載部分を開示したうえで、処分をやり直すべきである。
- 2 平成30年4月19日付けで処分庁が行った「〇〇〇に対しての指導力向上研修について平成30年3月23日に〇〇〇校長が読み上げた文章」に係る個人情報開示決定は、これを取消し、改めて開示請求の対象文書を特定したうえで、処分をやり直すべきである。

第2 審査請求に至る経緯

1 審査請求に至る経緯

審査請求人は、伊丹市個人情報保護条例（以下「条例」という。）に基づき、平成30年4月5日付けで、「〇〇〇に係る「〇〇〇に対しての指導力向上研修について平成30年3月23日に〇〇〇校長が読み上げた文章」、「指導力向上研修の命令を出すために〇〇〇校長が伊丹市教育委員会に対して提出した文書」、「〇〇〇の申告による〇〇〇学校のパワハラ調査報告書」、「平成30年2月に実施したパワハラのは正委員会の協議報告書」に係る保有個人情報開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 処分庁の決定

本件請求に対して処分庁は、「〇〇〇に対する指導力向上研修について〇〇〇校長が読み上げた文章（以下「読み上げ原稿」という。）」については、平成30年4月19日付けで個人情報開示決定を、「〇〇〇校長から市教委へ提出した指導等に関する記録簿（以下「記録簿」という。）」、「〇〇〇の申告による〇〇〇学校のパワハラ調査文書（以下「調査文書」という。）」及び「パワハラに係る是正委員会の協議報告書（以下「是正委員会資料」という。）」については、平成30年4月19日付けで個人情報部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、平成30年6月2日に本件処分を不服として、「①「調査文書」において、平成29年9月から12月にかけて行った関係者からの聴取内容を開示しないことを取り消し、関係者からの聴取内容を全面開示することを求める。②「是正委員会資料」において、是正委員会の協議に関する部分を開示しないことを取り消し、是正委員会の協議に関する部分の全面開示を求める。③「読み上げ原稿」が全面開示なのに、開示文章が大幅に省略されて開示された。〇〇〇校長が読み上げた文章を省略せずに全面開示することを求める。」として審査請求を行った。

第3 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

(1) 審査請求の趣旨

- ① 「調査文書」において、平成 29 年 9 月から 12 月にかけて行った関係者からの聴取内容を開示しないことを取り消し、関係者からの聴取内容を全面開示することを求める。
- ② 「是正委員会資料」において、是正委員会の協議に関する部分を開示しないことを取り消し、是正委員会の協議に関する部分の全面開示を求める。
- ③ 「読み上げ原稿」を省略せずに全面開示することを求める。

(2) 審査請求の理由

- ① 条例第 19 条第 4 号の「実施機関の要請を受けて、開示しないとの条件で個人から任意に提供された情報である」ために、関係者からの聴取内容を開示できないという個人情報部分開示決定通知書が来た。しかし、条例第 19 条第 4 号には続きがあり、「実施機関の要請を受けて、開示しないとの条件で、個人から任意に提供された情報であって、当該法人等又は当該個人における通例として開示しないこととされているもの」となっている。この関係者からの聴取内容は、私(〇〇〇)へ、〇〇〇校長からのパワハラ及び、教員達からの授業妨害と生徒指導の妨害と嫌がらせとパワハラがあったかを聴取したものである。この関係者からの聴取内容は条例第 19 条第 4 号の「当該個人における通例として開示しないこととされているもの」には当てはまらない。また、この聴取では、開示しないという条件では聴取していない。本来、パワハラや授業妨害、生徒指導の妨害は、大きな問題行為のため、任意ではなく強制的に聴取すべきである。この関係者からの聴取内容は、私(〇〇〇)の個人情報であるため、私(〇〇〇)には知る権利がある。
- ② 条例第 19 条第 7 号エの「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため」という理由で、この是正委員会の協議に関する部分が開示できないのは間違っている。この是正委員会での協議の内容は、〇〇〇校長と教員達の私(〇〇〇)へのパワー・ハラスメントであり、人事とはほとんど無関係であり、人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるとは考えられない。また、もうすでに今年度の人事は終了しているため、人事の確保に支障はない。是正委員会の協議に関する部分は、私(〇〇〇)の個人情報であり、私(〇〇〇)には知る権利がある。
- ③ 〇〇〇校長が読み上げた文章は、全面開示になっているため、省略の文章ではなく、全文の開示を求める。

2 処分庁の主張の要旨

- (1) 審査請求人は、「読み上げ原稿」について、開示文書が大幅に省略されているとして、〇〇〇校長が読み上げた文章の全面開示を主張するが、「読み上げ原稿」の一部省略部分の内容は、「記録簿」の記載内容と同一のものであるため、当該処分は妥当である。
- (2) 審査請求人は、不開示とした「調査文書」に含まれる関係者からの聴取内容について、「当該個人における通例として開示しないこととされているもの」には当てはまらなないと主張するが、関係者からの聴取内容は、通例として開示しないことを前提に個人から提供された情報であり、そうでなければ事情聴取を受ける者から率直な供述が得られず、相談業務等が適正に遂行されないおそれがあることから、条例第 19 条第 4 号の規定を適用し、

個人情報部分開示決定を行ったものである。

(3) 審査請求人は、「「是正委員会資料」の内容が、〇〇〇校長と教員達の私（〇〇〇）へのパワー・ハラスメントであり、人事とはほとんど無関係である。また、もうすでに今年度の人事は終了しているため、人事の確保に支障はない」と主張するが、是正委員会はパワー・ハラスメントに係る事案に対して、今後の対応等について協議、決定していく機関であり、パワー・ハラスメントの事実が認定された場合、懲戒処分その他の人事上の措置を講ずることがあり、また、不認定の場合においても、人事上の措置を講ずる場合があるため、是正委員会の協議内容が人事と密接に関係していることは明らかである。よって、パワー・ハラスメントの認定・不認定を問わず、是正委員会の協議内容を開示することにより、今後の人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第 19 条第 7 号エの規定を適用し、個人情報部分開示決定を行ったものである。

3 審査請求人の反論書における主張

- (1) 処分庁は、関係者から聴取を行った内容について、通例として開示しないことを前提に個人から提供された情報と主張するが、開示されないという条件で聴取されていない。この聴取内容は私（〇〇〇）の個人情報であるため、私（〇〇〇）には知る権利がある。
- (2) 処分庁は、「是正委員会の協議内容は人事と密接に関係している」と主張するが、すでに今年度の人事は終了しており、何の支障もないはずである。また、是正委員会の協議の内容は、私（〇〇〇）の個人情報であるため、私（〇〇〇）には知る権利がある。
- (3) 〇〇〇校長が読み上げた文章は全面開示になっているため、省略の文章ではなく全文の開示を求める。

第 4 審査会審議等の経過

開催日	内容
平成 30 年（2018 年） 7 月 25 日	諮問の受理
平成 31 年（2019 年） 1 月 28 日	第 1 回審議
平成 31 年（2019 年） 2 月 15 日	実施機関から事情聴取、第 2 回審議
平成 31 年（2019 年） 3 月 29 日	第 3 回審議
平成 31 年（2019 年） 4 月 10 日	第 4 回審議
令和 元年（2019 年） 5 月 10 日	第 5 回審議
令和 元年（2019 年） 6 月 10 日	第 6 回審議
令和 元年（2019 年） 7 月 3 日	第 7 回審議
令和 元年（2019 年） 7 月 29 日	第 8 回審議

第5 審査会の判断

1 「調査文書」に係る保有個人情報部分開示決定の妥当性について

- (1) 個人情報開示請求書には、「〇〇〇の申告による〇〇〇学校のパワー・ハラ」の調査報告書」と記載されている。
- (2) パワー・ハラスメントへの相談等に係る対応としては、兵庫県が定めた「パワー・ハラスメントの防止に向けた取扱指針」において、サービス監督権者である各市町教育委員会に、苦情・相談窓口の設置等が求められていることから、処分庁において、「スクールセクハラ・パワーハラにおける相談フローチャート」を作成し、パワー・ハラスメント等への相談体制を構築し、制度として運用している。
- (3) 本件請求に対し処分庁は、平成29年9月から12月にかけて実施した関係者への聴取記録として、聴取日時、聴取者の氏名、聴取者の発言内容の概略が記載された「調査文書」を保有個人情報として特定している。
- (4) 審査請求人は「調査文書」について、不開示とされた関係者からの聴取内容は、開示しないという条件では聴取されていないと主張している。
- (5) 一方で処分庁は、関係者からの聴取内容について、通例として開示しないことを前提に個人から提供された情報であり、条例第19条第4号に該当する不開示情報であると主張している。
- (6) 条例第19条第4号の該当性について当審査会が調査したところ、処分庁がパワー・ハラスメントの調査において聴取を行う際に関係者に対して聴取内容を開示しないという条件を付したことを裏付ける客観的な証拠は存在しなかったことから、聴取内容を第三者等に開示しない旨の合意が成立していたか否かは不明確であり、処分庁の主張は是認できない。
- (7) しかし、当審査会が「調査文書」を見分したところ、処分庁が不開示とした部分のうち、聴取者の氏名については、特定の個人が識別でき、通常他人に知られたくない情報であり、条例第19条第2号の不開示情報に該当するものと認められる。

また、当該聴取者の発言内容については、開示することにより今後の人間関係を著しく損なうおそれがあり、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする処分庁の主張は是認でき、条例第19条第7号エの不開示情報に該当するものと認められる。

- (8) したがって、「調査文書」のうち不開示と判断した部分について、処分庁は条例第19条第4号に該当すると主張しているが、当審査会としては、前述のとおり不開示情報であると認められることから、結果として部分開示とした処分庁の決定は妥当であると判断する。

2 「是正委員会資料」に係る保有個人情報部分開示決定の妥当性について

- (1) 個人情報開示請求書には、「平成30年2月に実施したパワーハラ」の是正委員会の協議報告書」と記載されている。
- (2) 処分庁では、「スクールセクハラ・パワーハラにおける相談フローチャート」に基づき、パワー・ハラスメント等への対応としてその事実を認定するか否かを判断する機関として是正委員会を設置しており、教職員からの相談案件に対応している。
- (3) 本件請求に対し、処分庁は是正委員会当日に委員に配布した「是正委員会資料」を保有個人情報として特定している。
- (4) 審査請求人は「是正委員会資料」について、不開示とされた是正委員会の協議に関する

部分は人事とほとんど無関係であり、人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるとは考えられないと主張している。

- (5) 一方で処分庁は、是正委員会の協議に関する部分について、開示することにより今後の人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあり、条例第 19 条第 7 号エに該当する不開示情報であると主張している。
- (6) 処分庁に確認したところ、是正委員会におけるパワー・ハラスメント等の相談案件に係る事実認定の是非については、当該是正委員会資料をもとに判断しており、是正委員会終了後に議事録等は作成していないとのことであった。
- (7) 当審査会において、当該開示文書以外の保有個人情報の存否について調査したところ、処分庁が「是正委員会資料」の他に開示請求の対象として特定すべき保有個人情報は存在しなかった。
- (8) 当審査会が「是正委員会資料」を見分したところ、処分庁が不開示とした部分のうち、「是正委員会資料」に記載されている関係者の氏名及び聴取内容については、特定の個人を識別できる情報であり、通常他人に知られたいくない情報であることから、条例第 19 条第 2 号の不開示情報に該当するものと認められる。
また、是正方針案の理由に記載された関係者の発言については、開示することにより今後の人間関係を著しく損なうおそれがあり、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする処分庁の主張は是認でき、条例第 19 条第 7 号エを理由とする不開示情報に該当するものと認められる。
- (9) したがって、「是正委員会資料」のうち不開示と判断した部分について、条例第 19 条第 2 号及び同条第 7 号エに該当する不開示情報であると認められることから、結果として部分開示とした処分庁の決定は妥当である。

3 「記録簿」に係る保有個人情報部分開示決定の妥当性について

- (1) 個人情報開示請求書には、「指導力向上研修の命令を出すために〇〇〇校長が伊丹市教育委員会に対して提出した文書」と記載されている。
- (2) 本件請求に対し処分庁は、「指導力向上を要する教員と思われる教員」と判断した学校長が、指導責任者として、対象教員の指導力等の状況を記録するために作成した「記録簿」を保有個人情報として特定し、当該保有個人情報のうち、特定の個人を識別できる情報と認められる部分を条例第 19 条第 2 号に該当するとして不開示としている。
- (3) 当審査会が「記録簿」を見分したところ、対象教員の状況及び具体的な助言、指導、指示等における応対等が詳細に記録されている。しかし、当該不開示情報としたもののうち、「生徒」及び「保護者」の記載については、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものとは認められない。
- (4) 以上のことから、当該「記録簿」について、条例第 19 条第 2 号による不開示事由により部分開示とした決定のうち、「生徒」及び「保護者」の記載については開示すべきであるが、その余の部分については妥当である。

4 「読み上げ原稿」に係る保有個人情報開示決定の妥当性について

- (1) 個人情報開示請求書には、「〇〇〇に対しての指導力向上研修について平成 30 年 3 月 23 日に〇〇〇校長が読み上げた文章」と記載されている。

(2) 処分庁に確認したところ、「指導力向上研修」とは、兵庫県教育委員会が定める「指導力向上を要する教員に係るフォローアップシステムの実施に関する要綱（以下「要綱」という。）」に基づき、兵庫県教育委員会が実施する判定委員会において、「指導力向上を要する教員」と判定された教員に対し、県立研修所等で研修プログラムによる研修を実施し、教員の指導力向上を行うための支援を行うというものである。

一方で、本案件において実施されたのは「指導力向上研修」ではなく「課題通告」とのことであり、学校長が当該教員に対して行う学校内での支援・指導を踏まえ、「指導力向上を要する教員と思われる教員」として判断した場合、対象教員の指導責任者として、兵庫県教育委員会が示す「指導力向上を要する教員を判断するための観点」に照らしつつ具体的な課題を明示し、要綱に定められたフォローアップシステム全体の説明について行うというものである。

(3) 処分庁は当該課題通告にあたって、〇〇〇校長が「指導力向上を要する教員に係るフォローアップシステムにおける〇〇〇学校〇〇〇への課題通告」と題する「読み上げ原稿」に沿って、「記録簿」に記載された内容を挿入して行ったことから、全部開示されていると主張している。

(4) 一方で本件処分に対して、審査請求人は開示された文書が大幅に省略されているとして全部開示すべきと主張している。

(5) 処分庁に確認したところ、「課題通告」の実施にあたっては、〇〇〇校長が対象教員に宣言したうえで、座席前に IC レコーダーを置いて録音を行ったとのことであった。

(6) 本件開示対象文書について当審査会が調査したところ、審査請求人が主張する〇〇〇校長が読み上げた文章に該当するものとして、書面として存在するものは、本件開示文書（「読み上げ原稿」）以外には確認できなかった。しかし、〇〇〇校長が課題通告時に IC レコーダーに録音した電磁的記録が残っており、当該電磁的記録は、条例第 2 条第 3 号に規定する保有個人情報といえる。

(7) もっとも、処分庁からの事情聴取によれば、音声を録音した当該電磁的記録には特定の個人を識別できる情報が含まれている部分があり、その部分を不開示とすべきところ、音声記録について特定の部分を不開示となるように加工する手段を備えていないため、当該電磁的記録を開示することができないとのことであった。

(8) 当審査会が当該電磁的記録の内容を確認したところ、課題通告について、〇〇〇校長が、「読み上げ原稿」に沿って「記録簿」に記載された内容を挿入して読み上げていたことが確認できたが、その内容は必ずしも書面内容と完全に一致しているとはいえないものであった。

(9) 以上のことから、当該電磁的記録の内容は、不開示とすべき部分を除いて、開示すべき保有個人情報に該当し、特定部分を不開示となるように加工する手段を備えていないからといって、当該電磁的記録をすべて不開示とする処分庁の主張は是認できず、例えば、当該電磁的記録のうち不開示とすべき部分を除いた内容を紙媒体で提供するなど、条例の目的に則した対応を図ることが妥当であると判断する。

(10) したがって、本件請求に対して当該「読み上げ原稿」のみを開示した処分庁の判断は妥当ではなく、IC レコーダーに録音された当該電磁的記録も含め、その開示方法を検討した

うえで、改めて処分をやり直すべきである。

4 結論

したがって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

以上

■伊丹市情報公開・個人情報保護審査会

氏名	役職等	備考
山下 淳	関西学院大学法学部教授	会 長
菊井 康夫	弁護士	委 員
益澤 彩	甲南大学法学部講師	委 員
渋谷 元宏	弁護士	委 員
迫田 博幸	伊丹市人権擁護委員	委 員 (平成 30 年 8 月 1 日～)
寺岡 とも子	伊丹市人権擁護委員	委 員 (～平成 30 年 7 月 31 日)